

遺産相続又は生前贈与による 移動証明料の取扱要項

制定 昭38. 4. 1

改正 昭46. 4. 1 昭46. 11. 1

平元. 4. 1 平14. 4. 1

平18. 7. 10

第1 遺産相続又は生前贈与によって財産を取得した者が登録牛を遺産相続したとき又は贈与されたときの移動証明料は、特に登録規程に定める額の半額とする。

第2 この要項により移動証明料の軽減を受けようとするときは、申込書に「遺産相続」又は「生前贈与」の別を明記し、それぞれ次により、血統登録証明書を添えて申込むものとする。

(1) 遺産相続にあつては、相続開始後（被相続人の死亡年月日をもって相続開始時とみなす）

1年以内に次に掲げる書類を添えて、相続した牛をまとめて相続人から申し込む。

(ア) 死亡者の除籍抄本と申込者の戸籍抄本各1通ずつ。

ただし、登録委員の証明をもってこれに代えることができる。この場合は、申込書に死亡年月日及び死亡者と相続人との続柄を明記する。

(イ) 相続した牛の一覧表

(2) 生前贈与にあつては、贈与者から経営移譲等にもなう生前一括贈与に限るものとし、贈与されたときは次に掲げる書類を添えて、贈与された牛をまとめて受贈者から申し込む。

(ア) 生前一括贈与したことを証する贈与者の証明

ただし、登録委員の証明をもってこれに代えることができる。この場合は、申込書に贈与された年月日及び贈与者と受贈者との続柄を明記する。

(イ) 贈与された牛の一覧表

第3 この要項による移動証明取扱交付金は半額とする。

第4 この要項は、平成18年7月10日から実施する。